

議第42号 呉市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

漁港の有効活用を更に推進するため、漁港施設の維持、保全及び運営に係る国の技術的な助言である、模範漁港管理規程例（昭和32年7月5日付け32水生第4227号農林事務次官依命通知）の一部が改正されたことを踏まえ、漁港施設の占用期間の見直しをするため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

漁港施設用地等の占用許可については、工作物を設置しない占用（工事の作業ヤードなど）については1月以内、工作物の設置を目的とする占用（電柱や漁港関係施設の設置など）については3年以内と規定しています。

この度、模範漁港管理規程例において、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわい創出の場として活用を図る等のため、占用許可の最長期間を10年以内に延長する見直しがされたことを踏まえ、条例に規定する占用許可の最長期間を10年以内に延長します。

3 施行期日

令和2年4月1日